

第5章 子どものひかり計画【新】

(丸亀市子どもの貧困対策計画)

1. 計画の概要

(1) 計画の趣旨

「丸亀市こども未来計画」の「第4章子ども・子育て支援施策の推進」においては、本市独自の任意記載項目を記載することとされております。

本市では、その中で基本目標の1つに「Ⅱ. 子育て家庭を応援します」を掲げ、その中の基本施策として、「7. 配慮が必要な家庭への支援」では、ひとり親家庭、障がいのある子どもを育てる家庭、DVによる被害を受けた母子、外国籍の子どもや保護者などへの支援等について記載しております。

その中で記述しておりますが、2012（平成24）年の国の「子どもの貧困率」は、16.3%と過去最高を記録し、こうした事態を受けて国では、2013（平成25）年度に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定され、2014（平成26）年度には「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。

さらに、香川県においても2015（平成27）年度に「香川県子どもの貧困対策実施計画」が策定されるなど、子どもの貧困対策への取組は、全国的な重要課題となっております。

本市では、このような状況を受け、2016（平成28）年度当初に市長を本部長とする「丸亀市子どもの貧困対策本部」を、また合わせて対策本部の補佐機関として関係課で構成する「事務調整会議」を設置いたしました。

そして今回、国が発表した子どもの貧困率は、2015（平成27）年においては13.9%と2012（平成24）年に比べて2.4ポイントの改善が見られますが、17歳以下の子どものうち、およそ7人に1人が平均的な生活水準の半分以下で暮らしているという状態であり、依然として国をあげての対策が急務とされております。

また、貧困状態にある家庭は、親子の接する時間が少ないとから、コミュニケーションが不足がちになりやすい傾向があり、そのことが児童虐待などの、より深刻な事態に結びつくケースもあることから、子どもの貧困対策の充実は、間接的に児童虐待などの防止にもつながっていくと考えられます。

さらに、子どもの貧困の問題は、貧困の状態が親から子どもへ世代を超えて連鎖する「貧困の連鎖」に陥りやすいことも大きな問題とされています。

本市といたしましては「こども未来計画」の中間見直しに当り、従来の「7. 配慮が必要な家庭への支援」とは別に、本市における子どもの貧困対策への取組を体系化することとし、新たに「子どものひかり計画」として記載するものです。

(2) 計画の位置づけ

「こども未来計画」の内計画として、2017（平成29）年度に実施する計画の中間見直しの結果として記載します。

(3) 計画の策定体制

「子ども・子育て会議」において、「こども未来計画」の中間見直しの議論の中でご意見をいただき、市長へ答申します。また、必要に応じて「子どもの貧困対策本部」や「事務調整会議」においても検討を行います。

(4) 計画の基本的な考え方 <基本理念>

少子化や核家族化の進行といった社会状況の変化に伴い、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、特に最近は、「子どもの貧困」が大きな社会的問題となっております。

しかしながら、どのように社会情勢が変わっても、保護者のみならず、学校・地域・事業者・行政など子どもを取り巻くすべての人々がそれぞれの役割を果たし、子どもにかかわっていくことにより、「貧困の世代間連鎖を断ち」子どもたちが明るく希望を持って生きていける地域社会を築いていくことができると言えます。

〈基本理念〉

「すべての子どもが希望をもって明るく育つまち」

(5) 計画の推進体制

「子ども・子育て会議」のほか、「子どもの貧困対策本部」や「事務調整会議」において、計画の進行管理や評価を行います。

2. 本市の子どもの状況

香川県が2016（平成28）年度に実施した「香川県子どもの未来応援アンケート調査」の中から、本市の対象者データを抽出したものと、本市にある地域の子育て支援機関から子どもの状況について意見聴取したものを併せて分析し、「子どもの未来応援アンケート調査報告書一丸亀市版一」を作成しました。ここでは、その概要を掲載します。

(1) 子どもの未来応援アンケート調査の内容

① 香川県子どもの未来応援アンケート調査の概要について

ア 調査時期 2016（平成28）年9月7日～9月23日

イ 調査方法 住民基本台帳を基に無作為抽出、郵送による配付・回収

ウ 調査対象 小学1年生、小学5年生、中学2年生の保護者（各学年の25%を抽出）

有効回答率 52.2%

- 工 調査内容
- ・子どもの生活状況について
 - ・学習環境等について
 - ・世帯の状況について
 - ・支援制度の利用状況・相談状況等について
- ② 地域の子育て支援機関の区分について
- 福祉機関、児童福祉機関、地域の相談機関

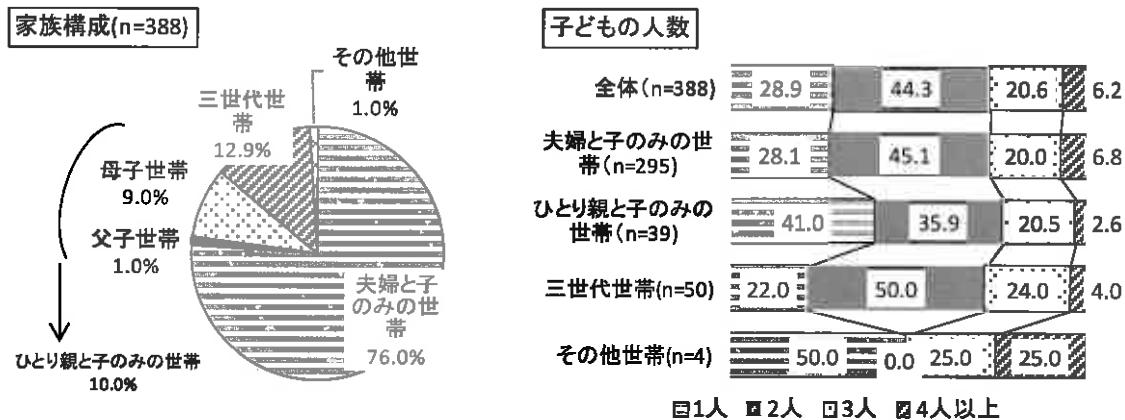
(2) 子どもの未来応援アンケート調査の分析

① 丸亀市の属性について

家族構成は、「夫婦と子のみの世帯」が76.0%、「ひとり親と子のみの世帯」が10.0%であり、全体の86%が核家族となっています。

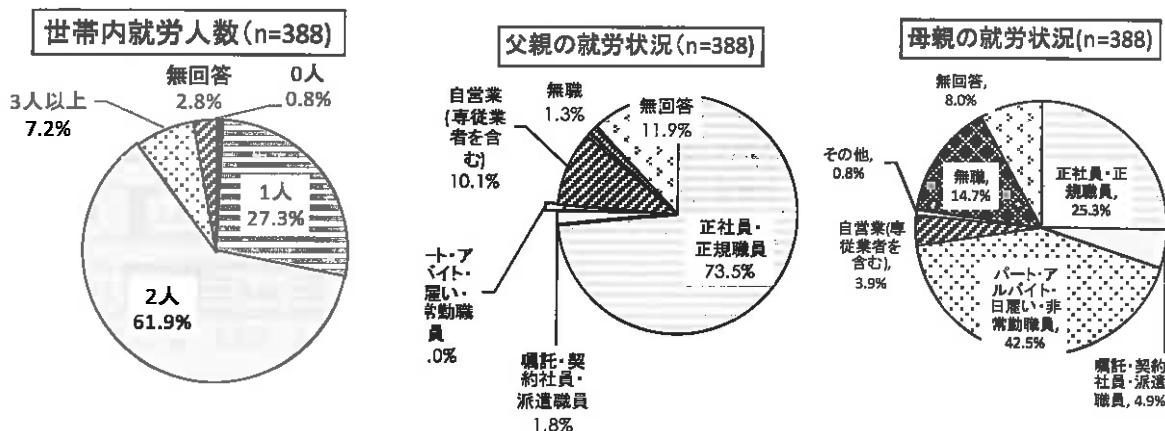
また、子どもの人数は「2人」が44.3%と全体の半数近くを占め、次いで「1人」が28.9%と約3割を占めています。そして、「3人」以上の多子世帯は26.8%と3割に満たない割合となっています。

(※グラフ上の「n」は総数を表記しています。また、横棒グラフの内訳の「n」の合計が全体の「n」と等しくない場合は全体の「n」に不明分が含まれています。)



世帯内就労人数については「2人」が多く、全体の6割超を占めています。

しかし、母親の就労状況の「正社員・正規職員」の割合は25.3%と低く、「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」の割合が42.5%と4割超を占めています。



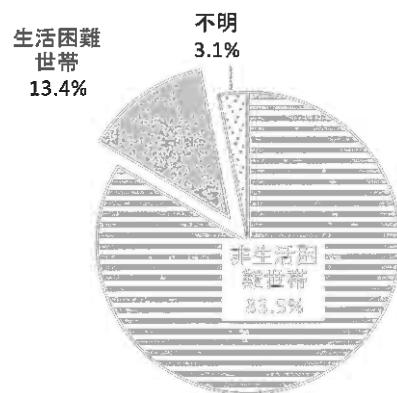
② 生活困難世帯について

「生活困難世帯」の定義

世帯の年間収入（就労収入のほかすべての収入を含む世帯の年収から、税金等を支払った後のいわゆる「手取り額」）を基に、世帯人数の平方根で割って調整した額（等価可処分所得）を算出し、122万円未満の世帯を「生活困難世帯」、122万円以上の世帯を「非生活困難世帯」としました。122万円は、厚生労働省「2013（平成25）年国民生活基礎調査」において推計された相対的貧困基準、いわゆる「貧困線」です。

本市の生活困難世帯の状況については、「非生活困難世帯」が83.5%、「生活困難世帯」が13.4%となっています。

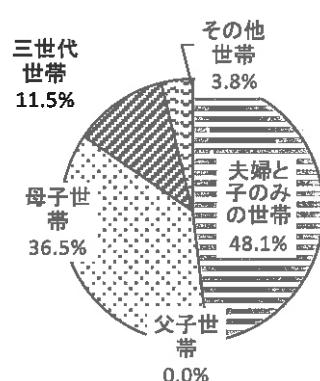
生活困難世帯の状況(n=388)



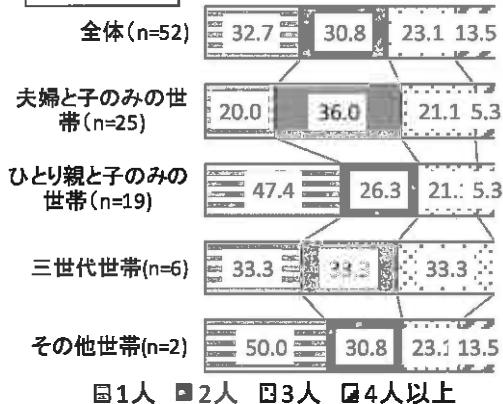
生活困難世帯の家族構成において、ひとり親と子のみの世帯についてみると36.5%で「母子世帯」のみとなっています。また、「夫婦と子のみの世帯」が48.1%と約半数を占め、「三世代世帯」も11.5%いることが明らかとなりました。

また、子どもの人数においても「3人以上」だけでなく「1人」「2人」の割合もほぼ同じであることから、家族構成や子どもの人数による経済状態との関連は少ないものと考えられます。

家族構成(n=52)



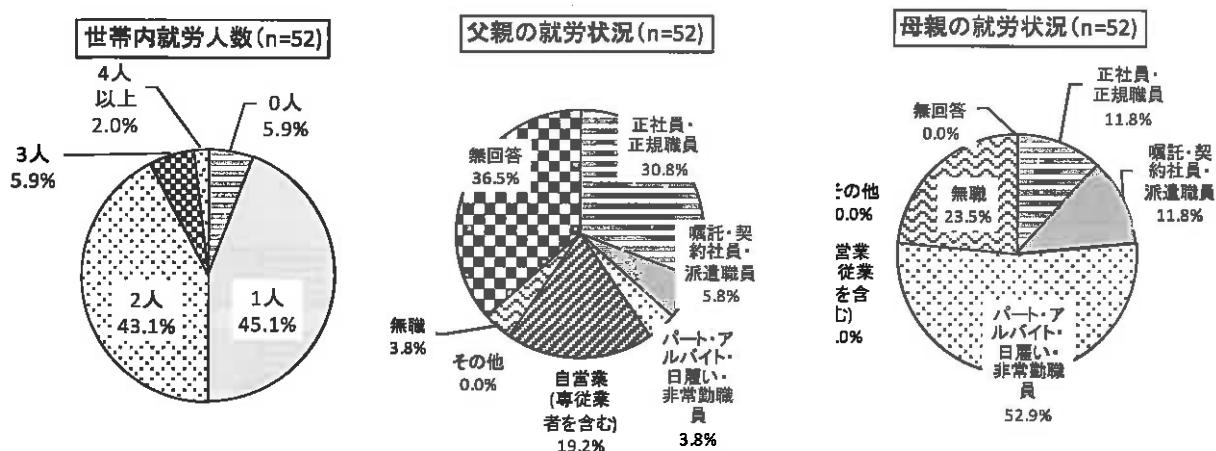
子どもの人数



生活困難世帯の世帯内就労人数については、「1人」とほぼ同じ割合で「2人」も半数近くを占めています。

また、就労状況については「父親」は「正社員・正規職員」が3割程度と一番多く、次いで「自営業」が約2割を占めています。

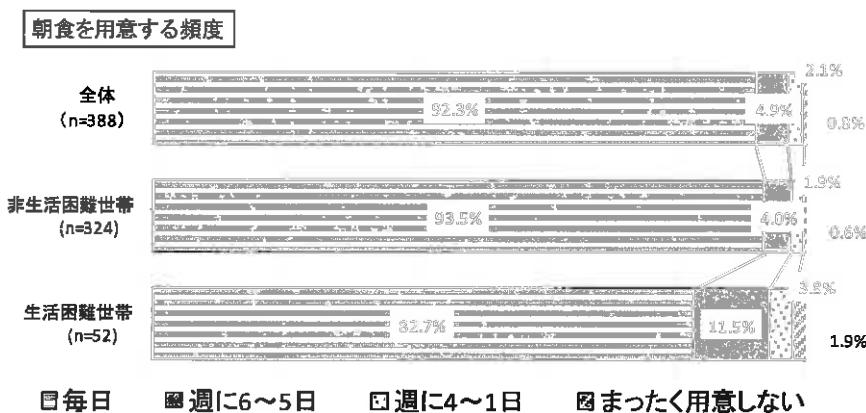
一方、「母親」は「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」の割合が半数以上と高いことなどから、生活困難世帯の状況は多種多様であると分析されます。



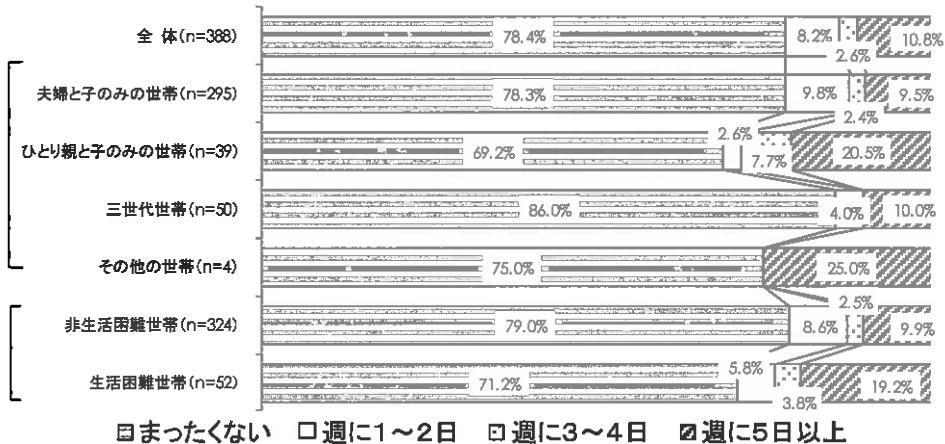
③ 子どもの生活状況について

非生活困難世帯に比べ、生活困難世帯で朝食を用意されていない割合やお風呂に入れていない割合、及び、虫歯の治療が行えていない割合が高いことから、規則正しい生活習慣を身に付けにくい傾向がみられます。

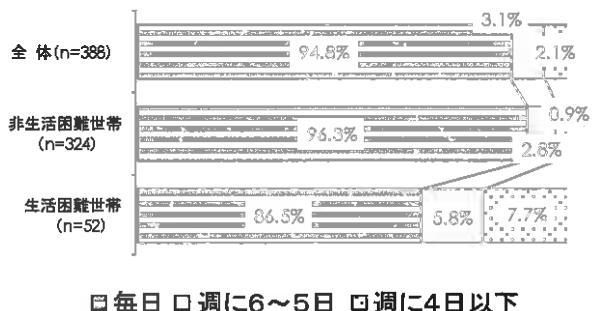
また、「ひとり親と子どものみの世帯」においては、3割の家庭が子どもだけで晩ご飯を食べる「孤食」の日があるなど、一家団欒的な時間が持ちにくく、親子の接する時間が少ない状況にあることがうかがわれます。



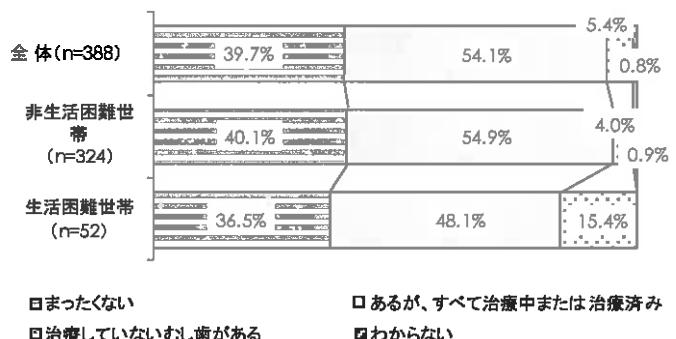
夕食を一人で食べる頻度



お風呂に入る日数



むし歯

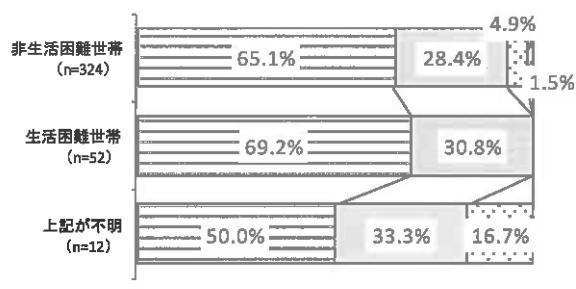


④ 勉強・進学について

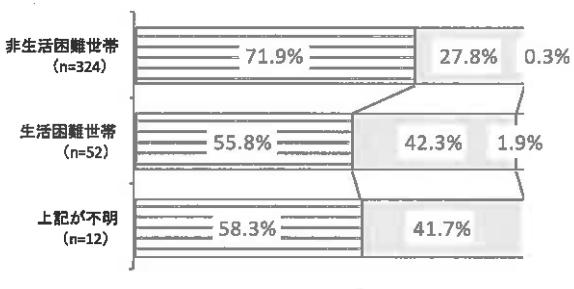
非生活困難世帯に比べると、生活困難世帯は、「③ 子どもの生活状況について」からも分析されるように、親子の接する時間が少ないとから生活習慣を整えにくいこと、それに伴い、下記のグラフのように学習時間を設けることや塾へ通わせられる環境が難しいことなどが明らかになりました。

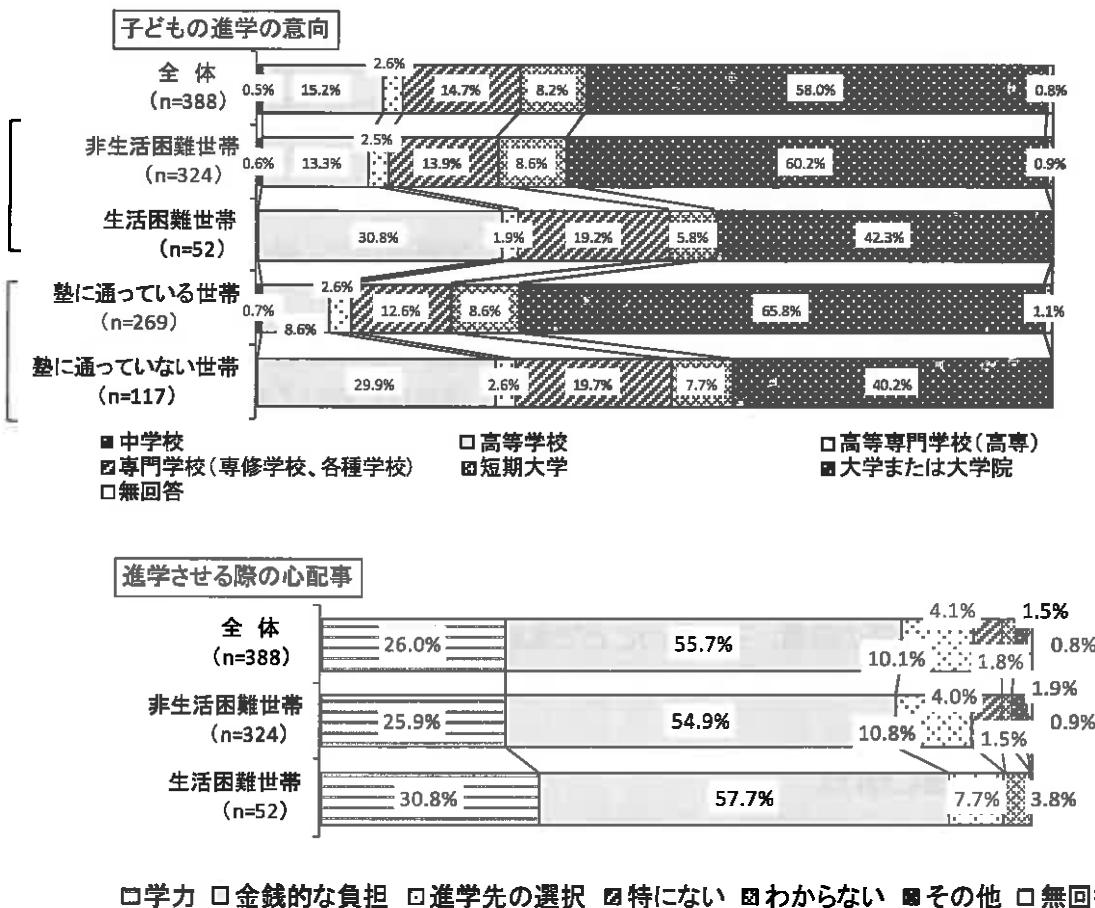
そのため「子どもの進学の意向」や「進学させる際の心配事」の結果が「金銭的な負担」以外に「学力」という形で現れてきています。

学習時間



塾に通っている・通っていない





⑤ 子育て支援制度について

生活困難世帯等に対して、これまでには各種の手当を支給し、制度の利用料を減額するなど経済的な支援が子どもを育てるために重要な施策として講じられてきましたが、現在の子育て世帯に欠かせない施策としては、経済的な支援もこれまで同様に重要ですが、悩みごとの相談をはじめ、行動支援施策も重要であることが明らかとなりました。

(複数回答あり。上位4位のみ記載)						
重要と思われる施策		第1位	第2位	第3位	第4位	
全体		子どもの就学にかかる費用が軽減されること	子どものことや生活のことなど、悩みごとを相談できること	病気や出産、事故などの事情があつたときに、一時的に子どもを預けられること	病気や障害のことなどについて専門的な支援を受けられること	
	(n=388)	73.5%	47.4%	29.9%	25.8%	
生活困難状況別	非生活困難世帯	子どもの就学にかかる費用が軽減されること	子どものことや生活のことなど、悩みごとを相談できること	病気や出産、事故などの事情があつたときに、一時的に子どもを預けられること	病気や障害のことなどについて専門的な支援を受けられること	
	(n=324)	74.1%	48.8%	29.9%	25.6%	
	生活困難	子どもの就学にかかる費用が軽減されること	子どものことや生活のことなど、悩みごとを相談できること	病気や出産、事故などの事情があつたときに、一時的に子どもを預けられること	就職のための支援が受けられること	
	(n=52)	71.2%	40.4%	28.8%	23.1%	

⑥ 地域の子育て支援機関からの意見について

支援者側から見ても、生活困難世帯等の子育て家庭を取り巻く環境は多種多様で見えにくく、早期発見につながりにくいようです。また、生活の困難さが子どもの学力の格差や将来の就労意欲の低さにもつながっています。そして、共働き家庭・ひとり親家庭等においては、親が就労等で子どもに関わる時間を設けにくい傾向にあります。

このことから子どもの生活習慣、学習習慣、栄養面などに親の目が行き届きにくくなり、ひいては地域からも孤立しやすい状態になっています。

これらのこととは、子どもが家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって、心身ともに健やかに育てられることを阻害することになり、次世代においても同様の環境下になるなど、いわゆる「貧困の連鎖」を生み出す要因につながっている状況であると考えられます。

これらを解消する対策としては、支援の必要な家庭に対し、長期的な見守りやサポートが必要であること、また、親への長期就労の支援や子どもが気軽に集まれ、学習や食事ができる場所の設置、子どものことで気軽に相談できる拠点施設を設置するなど、包括的な支援体制の構築が不可欠ではないかという意見でした。

(3) 今後の支援に向けて

今回の子どもの未来応援アンケート調査の分析から、支援する際の課題として主なものは、背景にある貧困問題を的確に把握することの難しさ、生活困難世帯が自ら適切な相談・支援機関に繋がることの難しさ、さらには継続支援の難しさが挙げられます。

また、生活困難世帯においては、これらの困難な状況が複雑に重なっていることから、それぞれの状況や問題に応じた支援施策を多面的に活用していくことが必要とされます。

そこで、生活困難世帯への支援としては、生活困難世帯が抱えている、子どもの孤食、生活習慣・学習習慣を身に付ける機会などを援助するための施策を整えていくとともに、それらを有効的に利用するため、関係機関が情報を共有し、それぞれが責任を持って役割分担を行い、相互に連携する支援体制を構築していくことが重要であります。

しかし、これらの行動支援施策を絞り込む場合、生活困難世帯の状況が多種多様であることから、本来、支援を必要とする世帯が支援の網からもれてしまう恐れがあることに注意が必要です。

そして、子育てについての不安や悩みを、たくさんある施策の中からそれに合った施策を選択し、それらを十分に利用できるよう、不安や悩みを気軽に相談でき、かつ、関係機関の核となる包括的な子育て支援の拠点施設を充実させる取組が今後も必要であると考えられます。

3. 施策体系

本市では、子どもの貧困対策に関係する様々な事業を関係各課に分かれて実施しております。このうち、主なものを国の大綱や県の計画と同様の分類方法による4つの支援の柱（教育の支援・生活の支援・保護者に対する就労の支援・経済的支援）などに基づいて体系化を行いました。

〔施策体系〕

- ① 教育の支援
 - 「学校」をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開
 - 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の経済的負担の軽減及び幼児教育の質の向上
 - 就学支援の充実
 - 大学等進学に対する教育機会の提供
 - 生活困窮世帯等への学習支援
 - その他
- ② 生活の支援
 - 保護者の生活支援
 - 子供の生活支援
- ③ 保護者に対する就労の支援
- ④ 経済的支援

〔施策の内容〕

① 教育の支援

○「学校」をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開

(単位：千円)

課名	主な事業名	H28 決算額 H29 予算額	実施状況
人権課	隣保館事業（子どもの教育支援事業）	4,994 4,640	小中学校教員が隣保館で小1から中3までを対象に補習や人権学習、様々な体験活動のほか、児童・生徒や保護者の悩みの相談を行う。
学校教育課	スクールカウンセラーの配置	3,241 3,460	全小中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒や保護者の悩みの相談を行う。
	スクールソーシャルワーカーの配置	3,478 4,554	拠点校2校にスクールソーシャルワーカーを配置し、問題を抱えた児童・生徒や保護者に対し、専門的な立場から問題解決を図る。
市民活動推進課	家庭教育講座	283 340	幼保ご小中の保護者を対象に学校等の要望に基づく家庭教育や子育ての講演・研修会を行う。

○ 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の経済的負担の軽減及び幼児教育の質の向上 (単位:千円)

課名	主な事業名	H28 決算額 H29 予算額	実施状況
幼保運営課	保育料の軽減	— —	多子世帯やひとり親家庭、低所得家庭に対し保育料を軽減して、経済的な負担を緩和する。
	私立幼稚園就園奨励費事業	57,508 56,222	世帯の所得状況に応じ、私立幼稚園の保育料等を一部又は全部助成し、保護者の負担軽減を図る。

○ 就学支援の充実

(単位：千円)

課名	主な事業名	H28 決算額 H29 予算額	実施状況
教育部総務課	児童生徒就学奨励費	116,472 129,669	経済的な理由により、就学困難と認められる児童・生徒の保護者に就学奨励費を支給し、義務教育の円滑な実施を図る。
学校教育課	教育支援センター	7,612 7,675	不登校の児童・生徒に対し、個別に学習や相談の場を提供し、学校への復帰を促す。

○ 大学等進学に対する教育機会の提供

(単位：千円)

課名	主な事業名	H28 決算額 H29 予算額	実施状況
学校教育課	就学奨励事業	5,010 2,335	経済的な理由により高校・大学への入学金の支払いが困難な家庭に対し、入学金の貸付を行う。

○ 生活困窮世帯等への学習支援

(単位：千円)

課名	主な事業名	H28 決算額 H29 予算額	実施状況
福祉課	学習支援事業	3,000 3,000	生活保護や生活困窮世帯の小中学生を対象に学習支援を行う。

○ その他

(単位：千円)

課名	主な事業名	H28 決算額 H29 予算額	実施状況
図書館	ブックスタート事業	794 760	ブックスタート事業として、3か月健診時に、絵本を1冊プレゼントし、ひとりひとりに読み聞かせを行う。赤ちゃんへの読み聞かせの効用や図書館の利用について周知する。
	セカンドブック事業	952 1,134	セカンドブック事業として、翌年1年生になる5歳児に、お勧めの絵本20冊の中から1冊を選びプレゼントし、子どもが本に親しむ機会作りを行う。

② 生活の支援

○ 保護者の生活支援

(単位：千円)

課名	主な事業名	H28 決算額 H29 予算額	実施状況
福祉課	介護給付	1,012,088 967,135	障がい者(児)や難病患者等に日常生活で必要な支援(各種介護等)を提供する。
	障がい者相談支援事業	28,094 23,531	相談支援事業所で、障がい者(児)の相談や日常生活の支援を行う。
	日中一時支援事業	8,712 9,300	看護が必要な障がい者等を日中において、一時的に見守り等の支援を行う。
	移動支援	64,673 60,000	障がい者(児)が生活上必要な場合や社会参加のための外出の介助を行う。
	生活保護	1,766,526 1,906,000	生活・住宅・教育等の扶助費を支給するとともに、就労相談を受けて経済的自立を図る。
	生活困窮者自立支援事業(あすたねっと)	17,500 17,500	生活保護前段の生活困窮者に対し、自立相談や就労準備、家計相談などの支援を行い、困窮状態からの脱却を目指す。
健康課	こんにちは赤ちゃん訪問	4,859 6,075	赤ちゃんが生まれた全家庭に対して訪問指導を実施する。
	こうのとり支援事業	10,110 9,000	特定不妊治療に対する助成を実施する。
	予防接種	215,808 215,113	予防接種法に基づき、定期接種を実施する。
	乳児一般健康診査受診費用助成	8,861 12,441	乳児検診を2回、医療機関で実施する。
	利用者支援事業(母子保健型)	3,815 3,903	妊娠時から専門職による全数面接を実施する。
子育て支援課	ひとり親家庭・寡婦の自立支援	— —	母子・父子自立支援員を配置して、ひとり親家庭が自立するための支援や情報提供などを行う。
	ファミリー・サポート・センター事業	6,000 6,000	育児援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、相互援助を行う。

○ 子供の生活支援

(単位：千円)

課名	主な事業名	H28 決算額 H29 予算額	実施状況
人権課	児童館事業（児童福祉事業）	13,231	児童館で健全な遊びを通して、児童の健康を増進し豊かな情操を身につける。
福祉課	障がい児通所給付	206,794 192,450	児童発達施設やデイサービス等において、療育や生活能力向上のために必要な支援を行う。
学校教育課	少年育成センター（青少年相談）	10,673 12,467	学校や家庭など青少年の様々な悩みに関する相談業務を行う。
幼保運営課	地域子育て支援拠点事業（旧センター型）	42,918 46,614	3歳未満児とその保護者を対象に、保育所などで子育てに関する情報提供や育児相談などを行う。
	発達障がい児等相談支援事業	10,056 10,722	NPO法人と協働して発達障がいのある子どもの保護者や関係者を対象に相談支援や研修などを行う。
子育て支援課	要保護児童対策地域協議会	— —	虐待等を受けている要保護児童等の早期発見や適切な保護・支援のため、関係機関による協議会を開催し、適切な情報共有や役割分担を図る。
	まる育サポート	4,000 11,500	健康課と連携して、妊娠期から18歳までの様々な子育てに関する相談に相談員が切れ目なく対応する窓口を設置する。
	家庭児童相談	7,810 9,388	家庭におけるDVや児童虐待を防ぎ、家庭福祉の向上を図るため、相談指導援助を行う。
	病児・病後児保育事業	17,523 19,807	病気の治療中あるいは回復期の児童を家庭が保育できない場合、看護師等がいる専用施設内で一時的に預かる。

③ 保護者に対する就労の支援

(単位：千円)

課名	主な事業名	H28 決算額 H29 予算額	実施状況
福祉課	訓練等給付	272,079 234,070	障がい者の就労に係る移行支援や継続支援、共同生活援助等の給付を行う。
教育部総務課	放課後児童健全育成事業（青い鳥教室）	139,190 155,966	留守家庭の児童に対し、放課後や長期休業中に学校の余裕教室等で遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る。
子育て支援課	母子父子家庭自立支援給付金支給事業	18,292 16,682	母子父子家庭の親の経済的自立のための資格取得に際し、給付金を支給する。
	地域子育て支援拠点事業（旧ひろば型）	29,038 29,561	3歳未満児とその保護者を対象に、地域などで子育てに関する情報提供や育児相談などを行う。

④ 経済的支援

(単位：千円)

課名	主な事業名	H28 決算額 H29 予算額	実施状況
福祉課	障がい児福祉手当	12,903 14,016	20歳未満で特別の介護を必要とする場合に、障がいの程度に応じて手当を給付する。
子育て支援課	こども医療	552,754 548,518	中学校卒業までの子どもの健康保険診療の自己負担分を助成する。
	ひとり親家庭等医療	142,910 141,250	ひとり親家庭の父または母と18歳未満の子どもの医療費の自己負担分を助成する。
	児童手当	2,011,355 2,026,091	中学校卒業までの児童を扶養している親等に手当を支給する。
	児童扶養手当	620,467 643,165	18歳までのひとり親世帯等の児童を養育している人に手当を支給する。
	子育て用品育児用品貸出事業	500 500	乳幼児に必要な子育て用品を無料で貸出しすることにより、子育て家庭の経済的負担の軽減を図る。
	ひとり親家庭等子育て支援事業	411 360	ひとり親家庭等がファミサポ、病児・病後児保育、保育所一時預かりを利用した場合、利用料の半額を補助する。

4. 各課の具体的な連携方法

(1) 問題提起

行政の業務内容が高度化・専門化すればするほど、その隙間ともいえる分野が生じる恐れがあります。また、複数の課、あるいは全庁にまたがるような事業については、関係する各課間で考え方の相違が存在することもあり、横の連携が難しく、結果として統一した方向性を見出しがたいことがあります。

「子どもの貧困」については、その状況を生み出す原因としては様々な要因が複雑にからみあっているとされており、対策を進めるためには全庁的な対応が必要とされる事業の1つであると考えられます。

このため本市では2016（平成28）年度から市長を本部長、副市長・教育長・モーターボート競走事業管理者を副本部長とし、全部長で構成する「子どもの貧困対策本部」を、対策本部の事務を補佐する機関として関係する16課で構成される「子どもの貧困対策事務調整会議」をそれぞれ設置し、検討を重ねてまいりました。

その検討過程の中で関係16課の事業のうち、特に子どもの貧困対策にかかわると考えられる事業の洗い出しを実施した結果、先に記載の通り9課45事業をピックアップすることができました。

しかしながら、関係事業を紹介するだけの計画では実効性に乏しく、「子どもの貧困」の根本的な解決につなげていくのは難しいと考えられます。

そこで、本市といたしましては、関係各課の新たな横の連携を強化し、「子どもの貧困」の解決に向けた実効性のある取組を行っていきます。

(2) 具体的な取組

① 「子どもの貧困対策事務調整会議」の活用

事務調整会議において、貧困対策のあり方について様々な角度から分析・意見交換を行い、それを施策として形にしていくかどうかが、今後の本市における貧困対策の全庁的・具体的な取組を進めるに当って非常に重要となってきます。

このため、事務調整会議を定期的に開催して関係課に対する意識付けを行うとともに、外部から関係者を招聘して意見交換の機会を設けるなど、様々な手法を用いて事務調整会議の活用を図っていきます。

② 関係課での情報共有を図る取組

各課における担当業務が複雑・細分化するにつれて、1つの課で相談や手続等が終わらずに複数の課の窓口を回る来庁者が増えています。特に、生活や子育てに関する相談を窓口ごとに最初から説明することは、来庁者にとって大きな精神的負担となることも考えられます。

そこで、来庁者が複数の課の窓口を回る可能性があると判断される場合は、来庁者の了承をいただいた上で最初に相談に訪れた課で基本的な事項を聞き取り、それを次の課へつ

ないでいく仕組みを検討します。

5. 民間団体等と連携した取組

子どもの貧困の問題は様々な要因が複雑にからみあっているといわれており、その対策も個々の事例に応じたきめ細かなものが必要であるとされています。このため、本計画で提示している行政主導の施策だけでなく、子育て支援に関わる民間の団体等が自らの持つノウハウや独自のルートを駆使して様々な取組を行い、行政の施策と連携していくことが望ましいと考えられます。

本市では、子どもの貧困対策に係る事業に取り組む民間団体等を様々な形で支援していくだけでなく、民間団体等と行政のコーディネイトを行い、相互の連携・交流を図っていきます。

6. 市が取り組む新たな支援

「こども食堂」

全国各地で開設されている「こども食堂」は、食事の提供を通じて、子どもが一人で夕食をとる「孤食」を減らし、子どもの居場所づくりや世代間の交流が図れる取組として注目されており、本市においても今後「こども食堂」の開設に向けた動きが具体化することも予想されます。

「こども食堂」の開設については、子育て支援に関わる民間団体等が事業主体となることで、地域の実情にも配慮した細やかな「こども食堂」の取組につながるものと期待しており、今後は、財政的な支援や周知への協力など様々な形で支援を実施していきます。

次期計画に向けて【新】

1. 基本的な考え方

本市では、2015（平成27）年3月に2015（平成27）年度から2019（平成31）年度までの5か年間を計画期間とする「こども未来計画（子ども・子育て支援事業計画）」をスタートさせました。

しかしながら、2015（平成27）年度・2016（平成28）年度と2か年が経過し、子どもを取り巻く環境も様々な変化をしておりますことから、中間年に当る2017（平成29）年度においては見直し作業が必要と判断いたしました。

今後は、2018（平成30）年度・2019（平成31）年度にわたり、中間見直し後の本計画に基づき、様々な子育て支援の施策に取り組むこととなります。2020年度からの次期計画の実施を2年後に控え、2018（平成30）年度以降は次期計画の策定に係る作業が本格化いたします。

次期計画の策定にあたっては、アンケート調査や子どもの人口推計などを行い、策定作業時の子育て家庭のニーズや子どもを取り巻く社会環境などを反映した実効性のあるものとしていく必要がありますが、その一方、子育て支援の重要性、家庭・地域・行政が果たすべき基本的な役割など現計画における根幹部分のうち、変更する必要がないと考えられるものについては、計画の継続性の観点からも、次期計画に引き継ぐ必要があると考えます。

2. 施設整備について

施設整備につきましては、複数年にわたる長期的な事業であり、多額の経費を必要とすることから、現計画の最後の年である平成31年度（2019年度）と新たな計画がスタートする2020年度において、切れ目を生じさせることなくスムーズにつないでいく必要があります。

現在、老朽化等により劣化が進んでいる幼稚園や保育所が數か所ありますが、これらの施設については、将来的なあり方について「こども未来計画」の中で示していく必要があります。

特に、次期計画の期限である2024年度までに劣化が顕著となる恐れがある公立の教育・保育施設としては、中央保育所・土居保育所・青ノ山保育所・栗熊保育所・富熊保育所・飯山北第一保育所・西幼稚園・城坤幼稚園があります。

これらの中には、耐震補強工事が実施されている施設もありますが、本来、耐震補強工事とは大規模地震が発生した際の子どもの安全を守るためにものであり、その効力は概ね10年程度であると考えられます。

本市といたしましては、次期計画へスムーズに移行できるよう中間見直しにあたって、以下の方向性を示していきます。

（1）次期計画における施設整備の基本的な考え方

現行の計画では、施設整備についての基本姿勢は「基本的には、この5年間は新設などの施設整備は行わず、既存施設をできる限り有効活用していきます。また、老朽化などにより施設の改築が必要な場合は、施設の規模や認定こども園への移行、統廃合などの検討を踏ま

え、整備します」とされています。

次期計画においても現行の計画と同様、この基本的な考え方を可能な限り継続していくものとします。

（2）老朽化した施設の今後のあり方

老朽化した施設については、今後の方針を決定し、耐用年数の期限を経過した施設を継続利用して、利用者に危険が及ぶことのないようにする必要があります。

そこで、次期計画の期限である2024年度までに耐用年数の期限を迎える施設については、次期計画において将来の具体的な方針を示していきます。

（3）大手町地区4街区再編整備との関連について

市では、市庁舎等の移転改築に伴い、大手町地区4街区の新たな再編整備を行うため、「大手町地区4街区再編整備構想」の策定に向けた検討を行っております。この構想は、市役所や市民会館、生涯学習センター、消防庁舎などを含んだ大手町地区4街区について、エリア内の既存の公共施設（機能）の再編を図り、相互連携が可能なコンパクトな機能配置を進めるものです。

大手町地区4街区の新しい全体構成は、再編整備構想として今後、決定されることとなります、「こども未来計画」で規定される教育・保育施設の整備につきましても、再編整備構想との整合性が求められます。

このため、次期計画におきましては、今後、具体化される大手町地区4街区再編整備の内容やスケジュールなども踏まえながら検討を行っていきます。

3. 3号認定の子どもの受け入れについて

中間見直しにおける「教育・保育の量の見込みと確保方策」にありますように、0歳児から2歳児までの3号認定の子どもについては、保護者の保育ニーズが増えており、1号認定・2号認定の子どもと比較しても確保量が不足する等、この傾向は次期計画がスタートする2020年度以降もしばらく継続する可能性があります。

市では今後、公立幼稚園を認定こども園に移行し、3号認定の子どもを受け入れる場合は、施設の老朽化などを考慮するとともに、地域の実情を勘案しながら調理施設の増設をはじめとする施設整備を行い、3号認定の子どもの受け入れの拡大を図ります。

また、既存保育所において3号認定の子どもの定員増を図るとともに、民間での保育園の新設や地域型保育事業（小規模保育施設）の開設等を推進しながら、量の見込みを確保できるように努めます。

1. 計画中間見直しの経過

年月日	会議名等	議事・内容等
平成 29 年 2月 15 日(水)	平成 28 年度第 2 回丸亀市子ども・子育て会議	①平成 29 年度丸亀市こども未来計画の事業実施(案)について ②平成 29 年度子育て支援に関する事業について ③「丸亀市こども未来計画」の中間見直しについて
平成29年 5月24日(水)	平成 29 年度第 1 回丸亀市子ども・子育て会議	①丸亀市こども未来計画中間見直し(案)の諮問 ②丸亀市こども未来計画の中間見直しのポイントと基本的な方向性について
平成29年 8月16日(水)	平成 29 年度第 2 回丸亀市子ども・子育て会議	①丸亀市子ども・子育て会議委員委嘱 ②丸亀市こども未来計画の中間見直しについて ③平成 29 年度幼稚園・保育所（園）等の状況について ④丸亀市こども未来計画に基づく需給バランス分析について ⑤平成 28 年度地域子ども・子育て支援事業及び子ども・子育て支援施策（任意記載項目）の状況について ⑥国の「作業の手引き」の改訂について
平成29年 11月21日(火)	平成 29 年度第 3 回丸亀市子ども・子育て会議	①丸亀市こども未来計画中間見直し（素案）について ②意見聴取 青い鳥教室について ③報告事項 施設整備について
平成30年 2月 9 日(金)	平成 29 年度第 4 回丸亀市子ども・子育て会議	①丸亀市こども未来計画中間見直し（素案）について ②特定教育・保育施設の利用定員の設定について ③報告事項 まる育サポートについて
平成30年 3月 6 日(火)	市長答申	丸亀市こども未来計画中間見直し（案）について

2. 丸亀市子ども・子育て会議委員名簿

(任期：平成 27 年 7 月 12 日～平成 29 年 7 月 11 日、平成 29 年 7 月 12 日～平成 31 年 7 月 11 日)

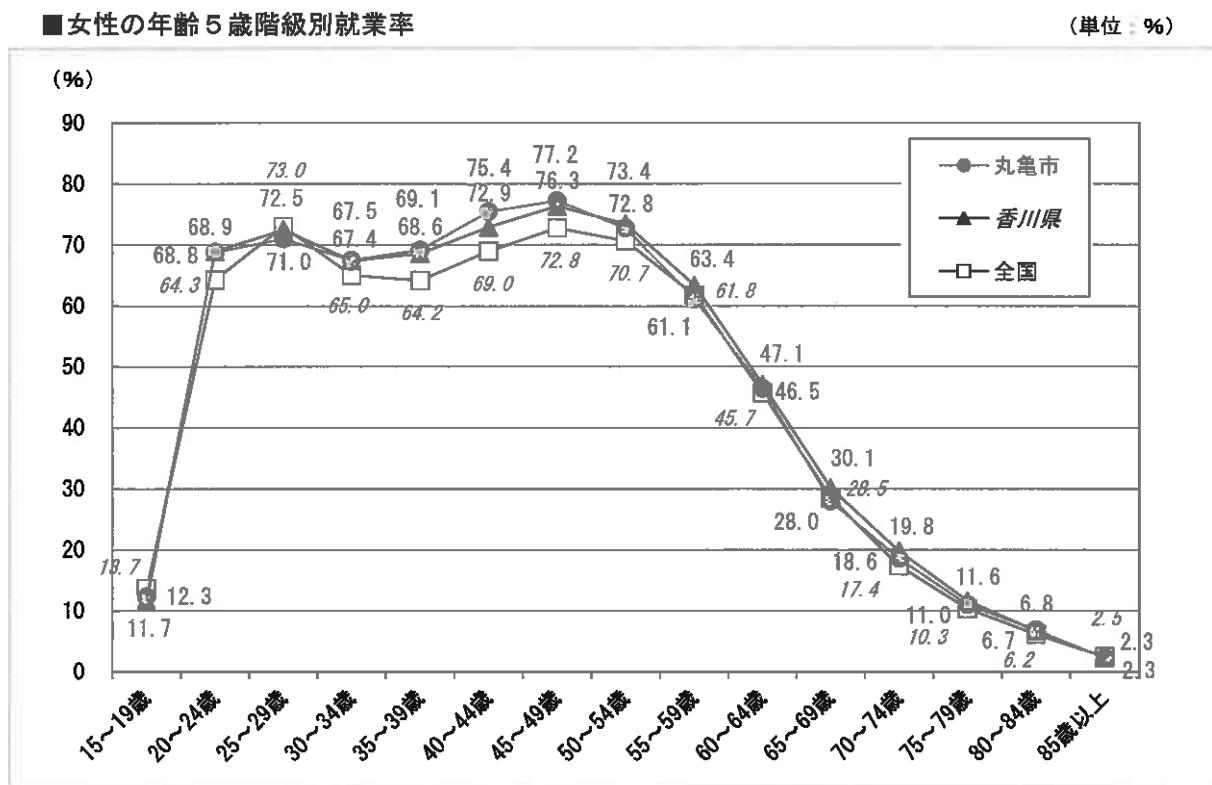
区分	氏名	団体・役職名	備考
学識 経験者 (2名)	三野 靖	香川大学 法学部長	会長
	新岡 礼伸	香川短期大学 子ども学科第Ⅲ部 准教授	
公共的 団体等 の 構成員 (5名)	中野 実千代	丸亀市母子愛育班連絡協議会 会長	副会長
	奥澤 日登美	丸亀市民生委員児童委員協議会連合会 主任児童委員部会長	
	玉井 弘一	城坤地区コミュニティ 会長 (平成 28 年 8 月 5 日～)	
	松永 幸子	丸亀地区労働組合協議会	
	矢野 秀典	丸亀商工会議所 青年部 会長	
福祉 関係者 (5名)	高木 明美	NPO 法人 地域は家族・コミュニケーション 理事長	
	高橋 勝子	NPO 法人 さぬきっずコムシアター 理事長	
	小松 真由美	丸亀市立保育所等所長会 会長 (平成 28 年 8 月 5 日～平成 29 年 3 月 31 日)	
	西原 久美子	丸亀市立保育所等所長会 会長 (平成 29 年 5 月 24 日～)	
	佐竹 直人	丸亀市保育所保護者会連合会 会長 (平成 28 年 8 月 5 日～平成 29 年 5 月 23 日)	
	橋本 昌幸	丸亀市保育所保護者会連合会 会長 (平成 29 年 5 月 24 日～)	
	吉村 晴美	香川県保育協議会 会長 (平成 27 年 7 月 12 日～平成 29 年 7 月 11 日)	
教育 関係者 (5名)	吉村 真樹	ふたば西保育園 園長 (平成 29 年 7 月 12 日～)	
	久米井 直人	丸亀市 P T A 連絡協議会 幼稚園・こども園部会 部長 (平成 28 年 8 月 5 日～平成 29 年 7 月 11 日)	
	木村 卓志	丸亀市 P T A 連絡協議会 幼稚園・こども園部会 (平成 29 年 7 月 12 日～)	
	塩田 幸一	丸亀市 P T A 連絡協議会 副会長	
	真鍋 奈美	学校法人聖母学園 丸亀聖母幼稚園 園長 (平成 27 年 7 月 12 日～平成 29 年 5 月 23 日)	
	土井 マスミ	学校法人丸亀虎岳学園 丸亀城南虎岳幼稚園 園長 (平成 29 年 5 月 24 日～)	
	虫本 利久	丸亀市立小学校長会 会長 (平成 27 年 7 月 12 日～平成 29 年 5 月 23 日)	
福家 親夫		丸亀市立小学校長会 会長 (平成 29 年 5 月 24 日～)	

	宮脇陸子	丸亀市立幼稚園・こども園長会 会長 (平成28年8月5日～)	
公募 委員 (2名) ↓ (3名)	大林典子	公募委員(平成27年7月12日～平成29年7月11日)	
	久米正一	公募委員(平成27年7月12日～平成29年7月11日)	
	上杉正彦	公募委員(平成29年7月12日～)	
	清水幸一	公募委員(平成29年7月12日～)	
	松本智支	公募委員(平成29年7月12日～)	

(敬称略、会長・副会長以外は区分ごと五十音順)

(2) 女性の年齢別就業率

平成 22 年における女性の就業率を年齢別にみると、本市・香川県・全国いずれも出産・子育て期にあたる 30 歳代で就業率が低くなるいわゆるM字型カーブを描いています。しかし、本市のM字型カーブは、全国と比べると谷の部分が浅く、また、30 歳代・40 歳代の就業率は、香川県や全国より高くなっています。



資料：国勢調査（平成22年10月1日）

注記：労働状態不詳を除いて算出

注記：現計画P15の資料に誤りがあるための差換え

